

現地機関の長 様

技 術 管 理 室 長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防における現場管理費の補正
について (通知)

国土交通省直轄工事における令和 2 年 7 月 1 日付け事務連絡「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて」において、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に関して、真夏日を「日最高気温が30度以上の日」と定義しているが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応されたい」旨通知されたことを踏まえて、建設部発注工事については、下記のとおりとしますので、適切な業務執行をお願いします。

記

1 日最高気温

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事^{※1}について、当面の間、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領 第 2 (2) の「日最高気温が 30 度(℃) 以上の日」を「日最高気温が 28 度 (℃) 以上の日」に読み替えるものとする。

※ 1 マスクと併用可能な空調機器等(空調機能付き作業服、首掛けクーラー等)、冷感スプレー等の新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減対策を実施した工事

2 適用日

- ・令和 2 年 7 月 1 日以降に契約した工事から適用する。
- ・令和 2 年 2 月 26 日^{※2}から令和 2 年 7 月 1 日に契約した工事についても、変更契約ができる工事については、適用する。

※ 2 技術管理室から現地機関に対して、工事現場における新型コロナウイルス感染予防対策の徹底を最初に通知した日

3 その他

- ・新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防の実施内容については、受注者から実施事項報告書(様式任意)及び実施内容を確認できる資料(写真等)を工事打合せ簿

で提出してもらい、確認してください。

- ・災害復旧工事についても、本通知の対象とする。(設計変更協議の申出は不要)
- ・営繕工事については、本通知の対象外とする。

建設部建設政策課技術管理室（基準指導班）
（室長）青木 謙通（担当）塚田 博
電 話：026-235-7323(直通)
F A X：026-235-7482
E-Mail：gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp